

Title	フィリピンの投資奨励法について
Sub Title	The Philippine investment incentives act
Author	小林, 規威(Kobayashi, Noritake)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology ). Vol.45, No.2 (1972. 2) ,p.255- 269
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	峯村光郎教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720215-0255">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720215-0255</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## フィリピンの投資奨励法について

小林 規 威

筆者は一九七〇年、アジア経営大学院 (Asian Institute of Management) の招聘を受け、三ヶ月間フィリピンで教鞭をとる経験をもつた。

本稿における、フィリピンの投資奨励法の研究は、その時の資料集収と見聞の体験に基礎をおいてまとめあげたものである。近年日本の経営国際化、企業の海外進出に対する関心が高まつている折から、この種の研究が、その関心の実現に関連し、何らかの示唆を与えるものであることを希望してやまない次第である。

なお筆者は、本稿における考察を、① フィリピンにおける投資奨励政策の目的、② 投資奨励法を運用する投資委員会の構成と機能、③ 投資委員会による助成企業指定の条件、④ パイオニアその他重要産業の指定規準、⑤ 投資奨励法の認める投資促進インセンティブの内容の検討の順序で進めて行きたいと考えている。

## 一 フィリピンにおける投資奨励政策の目的

フィリピンにおける投資奨励政策の基軸をなすものは、一九六七年に制定された、共和国制定法 第5186号 (Republic Act No. 5186)<sup>(1)</sup> である。そしてこの法律は、その政策の目的を、自ら次のような言葉で表現しているのである。

「経済ナシヨナリズムの原則や目的に従い、競争を助長し、独占を抑制するような状態の下、産業の計画性をもち、しかも経済的にみて可能で実地的な分散を計るため、本法に規定するように、フィリピン人および外国人による、最少のコストで国家の収入を最大にし、輸出を増加させ、経済のより大きな安定を実現し、より多くの雇用機会を作り、国民の生活水準を向上させ、そして衡平の理にかなった富の分散を促進するような、農業、鉱業そして製造業における投資を奨励するのが、わが国の政策であることをここに宣言する。さらに、資本集約的で、適当なフィリピン人資本との合弁により、相当な国内資源を使用するような、パイオニア企業を設立する外資を歓迎し、助成することも又、わが国の政策であることを、合わせて宣言するものである。」<sup>(2)</sup>

それでは、このような政策は、より具体的にみて、如何なる機関により運用され、さらに、如何なる対象に、如何なるインセンティブ(投資奨励のための優遇措置)を与えて、その目的の実現を計ろうとするものなのであるか。この点に関連して、投資奨励法は、まず、この法律の恩典に浴するものが、投資委員会(Board of Investment)に登録された事業(registered enterprise)でなければならぬと限定し、次に、その事業分野を、国家の必要からみて、いわゆるパイオニア産業(pioneer industry=創始産業)と、それには入らないが、重要な産業(non-pioneer preferred area of investment)との二つに分ち、それらについて、事業の創業や発展を奨励する優遇措置を明示しているのである。以下に、上記法制度運用のメカニズムにつき、より詳細な考察を進めて行きたいと思う。

(1) 本法の正式の名称は、「フィリピンにおける投資を優遇し、保証し、投資委員会を開設し、そして上記目的その他のため必要な資金を支出する法律」(An act prescribing to incentives and guarantees to investments in the Philippines, creating a board of investments, appropriating the necessary funds therefor and for other purposes) である。以下「投資奨励法」と略称する。

(2) 同右法第8条 政策の宣明 (Declaration of policy)。

## 二 投資委員会の構成と機能

ここでは、まずはじめに、フィリピンにおける投資奨励法の運用にあたり、中心的な役割りを果たす、投資委員会の構成と機能とについて考えてみよう。

それは、投資奨励法が、その目的の実現を計るため、大統領府 (Office of the president) の中に新設することを規定した専門の行政委員会である。すなわち、この法律の規定するところによれば、大統領には、投資に関連した、業界団体、労働組合などによる候補者指名を待ち、かつ又政府人事委員会 (Commission on appointment) の同意を得て、学識経験者の間から五人の投資委員会委員 (任期六年) を任命する権限が認められている。<sup>(1)</sup> そして、任命された委員には、少くとも週一度は会合し、<sup>(1)</sup> 投資優先順位計画を作成し、<sup>(2)</sup> パイオニア産業分野への投資の可能性を確かめる事前調査を行ない、<sup>(3)</sup> 本法による恩典に浴するため登録を申請する企業の資格審査やその認可業務を司り、そして<sup>(4)</sup> 一旦認可した企業の法律遵守度を調査して、違反のある場合には、その指定を取り消すなどの広範な業務が委ねられているのである。<sup>(2)</sup>

(1) 投資奨励法第一三条および第一四条を参照。

(2) 投資委員会の権限と義務とに関しては、同右法第一六条を参照。なお委員長の権限と義務については、第一七条に別立ての規定がおかれているが、その内容は主として委員会の管理義務に限られている。

## 三 投資委員会による「登録事業」指定の条件

次に、特定の企業が、フィリピンにおいて、投資活動を行なうのにあたり、投資委員会から、「登録事業」の指定を受け、投資奨励法に規定された恩典に浴するためには、如何なる資格要件を備えることが必要とされるのであろうか。この点について考えてみたいと思う。

第一に、「登録事業」は、フィリピン国内で設立、組織され、現存している法人でなければならぬ<sup>(1)</sup>。

第二にそれは、その発行済み議決権付株式の少くとも六〇%までを、フィリピン人(自然人および法人の双方を含む)が所有し、さらにその取締役の六〇%までを、フィリピン人が占めている法人でなければならない<sup>(2)</sup>。

しかし、このように厳格な株主や役員の国籍による制限には、次のような二つの例外が設けられているのが注目される。

例外① もし特定の企業の営業目的が、国内資本の能力を越えた事業分野で、いわゆる「パイオニア産業」を創始しようとするものであり、又もしその企業が、会社設立後一〇年以内に、所有の現地化を推進するため、その株式を公開し、さらに二〇年以内に、六〇%の内資率の実現を約するものである場合には、投資委員会は、その判断により、たとえ当該事業の外資率が、当初四〇%を越える場合にも、そのような事業の「登録」を認め、それにインセンティブを賦与することができる<sup>(3)</sup>。

例外② 特定の外資<sup>(6)</sup>(外資率四〇%以上の企業)が、フィリピンに企業進出を申請し、その進出希望分野がたとえ前述の「パイオニア産業」分野に入っていないと、もし投資委員会の判断によれば、それが、フィリピン経済の将来にとつて、重要な分野 (preferred area of investment) と認定され、さらにその外資の国内進出を認めても、向こう三年以内に、当該業界の必要需要が、内資、外資を含めた国内供給能力を越えないと思われるときには、その申請を受理し、その企業を「登録

事業」に指定することが許されるのである。<sup>(8)</sup>

何故このような例外が認められるのか。筆者はそこに、如何に経済ナショナルリズムの意気は軒昂でも、絶対的な国内資本、技術の不足に悩む、開発途上国フィリピンの苦悩を垣間見るように考えるものなのである。

なお右に関連して忘れてはならないのは、フィリピンにはその憲法の規定によつて、一〇〇%同国人が所有することが要求されている事業分野が存在しているという事実であろう。<sup>(9)</sup> すなわち、このような分野には、現在、米や穀物など農業の一部、それに小売流通業などが含まれている。<sup>(10)</sup>

第三に、すでにこれまでの説明からも明らかのように、特定の企業が、「登録事業」の認定を受けるためには、それが、「バイオニヤ産業」に属するか、又はそれに属さずとも、投資委員会の判断によれば、国家の「重要な産業」部門の経営に従事すると認定されることが、ぜひとも必要である。<sup>(11)</sup>

第四に、「登録事業」の資格を取得するためには、勿論それを希望する企業が、要件を備えるだけでなく、実際に投資委員会に「登録」されることが要求される。<sup>(12)</sup>

- (1) 投資奨励法第三条「定義」b項「登録事業」(1)を参照。
- (2) 同右法第三条b項(2)を参照。
- (3) 国内資本 Philippine Nationals の定義については、同右法第三条f項を参照。
- (4) 特定の事業が、国内企業の能力を越えたものか否かの判断の基準は、① 国内企業にその事業を完遂する資本力、技術力、工程が存在するの否か、そして② 国内企業がその事業を手がける場合、リスクが大きすぎはしまいかなどに賭けられているようである。
- (5) 投資奨励法第十九条a項(2)および(3)を参照。
- (6) 外資 foreign investment の定義については、投資奨励法第三条e項を参照。
- (7) 必要を越えない生産能力(供給能力)判定の基準については、同右法第三条i項を参照。
- (8) 同右法第十九条d項但し書きを参照。
- (9) 同右法第十九条a項(4)を参照。

フィリピンの投資奨励法について

- (10) Business International, Investing and Trading Conditions Abroad, Philippines-April 1970 at p. 270 参照。
- (11) 投資奨励法第三条 b 項 ③ 参照。なお同法は、金融・証券、流通業などの事業を「登録しうる事業から除外している」。
- (12) 同右法第三条 b 項 ④ 参照。

#### 四 バイオニヤ産業など重要産業の指定規準

投資委員会の行なう事業の登録認定は、いわゆる「バイオニヤ産業」と、その他の「重要産業」との間で、その優先順位(priority)を異にしている。ここでは、両者の指定基準とその運用につき、考察しておきたいと思う。

「バイオニヤ産業」とは、生産、加工、製造 (production, processing, manufacturing) に従事する産業であつて、それまでその製造する製品が、フィリピンにおいて商業ベースで製造されたことのない産業、又は、その製造のため使用するデザイン、製法、システム、原料の選択などが、それまでフィリピンで試みられることのない種類の産業を意味している。したがつて、単なる組立てや包装のみの仕事は、それが如何に重要でも、バイオニヤ産業には含まれない。なお投資奨励法は、登録を受けた製造事業が、できうる限り国産の原材料を使用するよう義務づけている。<sup>(1)</sup>

政府の投資奨励策に関連し、「バイオニヤ産業」に次ぐ、優遇優先順位をもつ「重要産業」の指定は、毎年法律の規定に従い、投資委員会により行なわれる。<sup>(2)</sup> すなわち、投資奨励法第一八条によれば、投資委員会は、毎年一月末日までに、奨励産業の優先順位表<sup>(3)</sup> (investment priority plan) を作成し、これを国家経済審議会 (National Economic Council) を通して、大統領に提出しなければならないのである。<sup>(4)</sup>

以上のように、「バイオニヤ産業」および「その他の重要産業」を含み、奨励産業の優先順位を決定するのに際して、投資委員会は、現在特に、輸出代替産業の推進に大きな関心を寄せているようである。<sup>(6)</sup> この点、投資奨励法第一八条も、投資

する業界の区別を問わず、もし当該の企業が、フィリピンにおいて、少くとも七〇%までは土着の原料を使用し、完全な製造工程の国内化を実現し、さらにその最終製品の五〇%以上を濫外に輸出するものであるならば、その企業に、投資奨励法の適用を認めることを容認している。<sup>(7)</sup>

この他、投資奨励法は、さらに投資委員会による判断を助けるため、次のように詳細な、チェックポイント又はガイドラインを規定しているのである。

- ① 奨励指定産業の製造製品をめぐる需給ギャップの存否と幅。<sup>(8)</sup>
- ② 投資の結果、国の内外に新需要、新市場が開発される可能性。<sup>(9)</sup>
- ③ 均衡した計画経済を維持しながら、生産的雇用機会を増大させる可能性。<sup>(10)</sup>
- ④ 新規投資と既存の生産設備との関係<sup>(11)</sup>
- ⑤ 国産化実現による輸入製品代替および新規輸出促進の程度<sup>(12)</sup>
- ⑥ 必要資本の大きさ<sup>(13)</sup>
- ⑦ 投資リスクの大きさ<sup>(14)</sup>
- ⑧ 使用する国内資金、原料、労働力の大きさ<sup>(15)</sup>
- ⑨ 投資利益率の大きさ<sup>(16)</sup>
- ⑩ 国民経済への貢献度<sup>(17)</sup>
- ⑪ 新規投資が競争制限的効果をもつ可能性<sup>(18)</sup>
- ⑫ その他投資委員会が適当と認める諸条件の充足<sup>(19)</sup>

以上のような諸条件を勘案して投資委員会が作成した「優先順位表」は、前述のように、国家経済審議会の勧告を付した



上で、大統領に提出されることになる。この場合、国家経済審議会には、六〇日以内に、勧告を用意して大統領の諮問に答える必要がある。そして、この期間に勧告が行なわれなるときには投資委員会の原案が、そのまま大統領に提出される。なお投資奨励法の第一八条によれば、順位表の提出を受けた大統領には、その全部又は一部を承認して官報 (Official Gazette) に公布するか、全部又は一部の修正を求めて、原案を投資委員会に差しもどすかの自由裁量の余地と、公布した順位表に基づき、投資奨励策の推進を、関係政府機関に命令する権限とが与えられている。<sup>(20)</sup>

官報に公布された「優先順位」は、その後少くとも一年間は、有効と認められる。しかし、この期間内においても、もし国内有効需要の変化など、重要な認定条件の変更がある場合には、投資委員会は、公聴会を開催し、関係者の意見を聴取した上で、優先順位表およびそれへの記載によつて認められる優遇措置の内容を、一部又は全部修正することができるのである。<sup>(21)</sup>

なお、実際の投資優先順位表は、一九六八年六月一日、一九六九年三月三〇日、そして一九七〇年三月三十一日の三回にわたり、作成・公布されて今日に至っている。この間に、提出された認定申請は、二九四件におよんだが、そのうち一七四件のみが記載の対象になり、一九七〇年中期には、五三件が審査の対象として残されていたと伝えられる。<sup>(22)</sup> そして、指定産業の中には、農林、水産、食品、漁業、金属、非金属、化学、鉄、工具、工作機械、農業用機械、電気機器、その他広範な業種が含まれているのである。

(1) 投資奨励法第三条h項を参照。

(2) 同右法第三条g項を参照。

(3) 同右法第三条h項を参照。

(4) 同右法第一八条を参照。

(5) このような決定に関連して、もう一つ判断の基準とされるものに、国内企業による供給能力の問題がある。

- (6) たとえば Board of Investment, Third Investment Priority Plan (May 4, 1970) を参照。
- (7) なお、法律は、五〇%以上の製品仕向け地の政府が、フィリピンとの関係において、如何なる特惠関税も享受していないことを、奨励産業指定のもう一つの条件としている。
- (8) 投資奨励法第一八条(e)および第三条k項(1)・(2)・(3)を参照。
- (9) 同右法第一八条(b)参照。
- (10) 同右法第一八条(c)参照。
- (11) 同右法第一八条(d)および第三条k項(5)参照。
- (12) 同右法第一八条(e)および第三条k項(4)参照。
- (13) 同右法第一八条(f)および第三条k項(6)参照。
- (14) 同右法第一八条(g)参照。
- (15) 同右法第一八条(h)および第三条k項(7)・(8)などを参照。
- (16) 同右法第一八条(i)参照。
- (17) 同右法第一八条(j)および第三条k項(2)項(新規投資の国内価格や国際収支に及ぼす影響を考慮する)など参照。
- (18) 同右法第一八条(k)および第三条k項(4)参照。
- (19) 以上その他、投資奨励法が、奨励指定申請審査にあたり、チェックすべきとしている問題点には、投資地域のインフラストラクチャー整備の状態(第三条k項(9))、政府と企業との協力の可能性(第三条k項(11)・(13))などが含まれている。
- (20) 同右法第一八条参照。
- (21) 同右参照。
- (22) Board of Investment, Third Investment Priorities Plan.

## 五 投資奨励法が登録事業に認める優遇措置 (投資促進インセンティブ)

投資奨励法が、「パイオニア産業」および「その他の重要産業」を含む「登録事業」に認める、内・外からの投資促進を目的としたインセンティブ(優遇措置)には、次の六種類が含まれている。

- ① フィリピンにおける投資家一般に認められた基本的な権利と保証

フィリピンの投資奨励法について

- ② 「登録事業」 一般に認められたインセンティブ
- ③ 「パイオニヤ産業」 のみに認められたインセンティブ
- ④ 輸出に従事する「登録事業」に認められる特殊なインセンティブ
- ⑤ 政府関係機関による資金的援助
- ⑥ 「登録事業」への投資家に認められたインセンティブ

以下本節においては、以上のインセンティブの各々について、より詳細な紹介を行なつていきたいと思う。

なお、③で説明する「パイオニヤ産業」に認められたすべてのインセンティブは、投資家が、フィリピン人であるか否とにかかわらず、一般的にその適用を認められたインセンティブである。これに対して、「その他の重要産業」に関して認められたインセンティブのうち、とくに租税減免の特典は、通常フィリピン国籍の投資家のみ適用のあるインセンティブといわれている。<sup>(1)</sup>この点、日本からフィリピンへの投資を検討する者にとつては、多くのインセンティブのうち、何が実際に利用可能なインセンティブなのか、これを見定める相当な注意が必要であらう。<sup>(2)</sup>

- ① フィリピンにおける投資家一般に認められた基本的な権利と保証

投資奨励法第四条によれば、内・外国人の区別を問わず、投資家一般に対して認められる、基本的な権利と保証には、次のものが含まれている。

- ①—① フィリピン共和国憲法の規定した基本的な権利および保証。
- ①—② 投資元本回収の権利。
- ①—③ 投資利益（利益、配当、利子、ローヤルティー）国外送金の権利。
- ①—④ 国家が投資資産の公用徴収や国有化を行なわず、もし公益上そのような没収が行なわれる場合にも、速かにして

正当な補償を行なう旨の保証。

右の保証のうち、①—②および①—③（自由な投資元本および利益の外貨建て外国送金の権利）に関しては、それを文字通りに受けとることは困難なようである。勿論、いわゆる「登録事業」に対して、あらかじめ投資委員会の許可を得て投資する外資の場合は別である。しかし、一般に、それ以外の事業に投資する者には、その投資元本および利息の回収に、相当な困難が残されているのである。これは、目下国際収支の逆調に悩むフィリピンにおいては、当然の制約であるということもできよう。すなわち、フィリピンでは、現在、「登録事業」以外の事業への外国籍投資家に対しては、その毎年の配当による利益の本国送金につき、それを、一九七〇年度における資本出資金額の二五%以内に限定すべきであるという、行政指導が行なわれているのである。<sup>(3)</sup>

この他、近年フィリピンにみられた、外資系石油事業国有化への運動は、①—④の保証を疑わしむるものを含んでいた。しかし結局この運動は実らず、実際の国有化は実現しなかつた。事実外資系石油会社の間でも、現地人経営者の登用など、いわゆる経営現地化の努力のうちに、この種の危機は、一応これを乗り越えることができたと考えられているようである。<sup>(4)</sup>

② 「登録事業」に認められたインセンティブ（優遇措置）

投資奨励法第七条によれば、投資委員会の認める重要な分野（preferred area of investment）で事業に従事する「登録事業」が享受するインセンティブには、次のものが含まれている。

②—① 「登録事業」の創業経費および稼動開始前経費は、これを事業稼動後一〇年以内に支払う所得税から控除することができる。

②—② 減価償却の加速（通常の二倍まで）

②—③ 創業後一〇年間の純損失は、これを次の一一年間に所得税から控除することができる。

- ②—④ 登録後六年間にわたり、その事業で使用する機械設備の輸入に関しては、輸入関税が免除される。
- ②—⑤ 輸入機械や設備に代えて、国産の機械や設備を購入・使用するものには、特別の租税クレジット (tax credit) が認められる。

- ②—⑥ 外債に対する利息支払いに際し、租税の源泉徴集に協力する企業には、特別の租税クレジットが与えられる。
- ②—⑦ 登録後五年間、外国人を、事業の監督、技術指導、そしてアドバイザーのため、継続雇用することが許される。
- ②—⑧ 拡大再生産のための事業利益の再投資については、その部分に対する課税が免除される。
- ②—⑨ 重要な産業の国内における確立を援助するため、政府は特定期間、安価な競争製品の海外からの輸入を制限することができる。

②—⑩ 政府機関が、奨励事業の競争製品を海外から無税で輸入しないことの保証が与えられる。

③ 「パイオニア産業」に認められたインセンティブ (優遇措置)

投資奨励法第八条によれば、「パイオニア産業」のみに認められたインセンティブには、②で説明した「重要産業」に与えられたインセンティブに加え、次のようなものが含まれている。

- ③—① 左のスケジュールに従う、所得税を除く一切の租税納入義務の減免。
  - a 一九七二年末までは一〇〇%の免税
  - b 一九七五年末までは七五%の減税
  - c 一九七七年末までは五〇%の減税
  - d 一九七九年末までは二〇%の減税
  - e として一九八一年末までは一〇%の減税

③—② 「重要産業」に比べ、より自由な外国人の雇用。一般にこのような自由は創業期の五年間に限られる。しかし、外資が株式の過半数を支配する外資系バイオニヤ産業企業では、社長、財務担当副社長、ゼネラル・マネジャーなどの地位を、外国人が継続して占有することも許されている。

③—③ バイオニヤ産業企業が、これまでの輸入製品を国産化する努力を継続している間、海外からの競争製品輸入を制限するため、政府は、事後的保護関税 (Post operative tariff) (輸入製品価格の五〇%を限度とする) を賦課することができ  
る。

④ 輸出に従事する「登録事業」に認められる特別なインセンティブ (優遇措置)<sup>(5)</sup>

投資奨励法第九条は、その最終製品を海外に輸出する登録事業に対して、次のような特別なインセンティブ (優遇措置) を規定している。

④—① 輸出版売促進経費の二倍を、支払い所得税から差し引くことが認められる。

④—② 輸出製品の船舶 (フィリピン国籍の船舶を利用する場合に、とくに有利な条件を認めているのが注目される) による輸送費用の二倍を、支払い所得税から差し引くことが認められる。

④—③ 輸出に従事する企業の原料購入費に関しては、全購入額の七%、もしくは、実際に輸出製品に使用した原料費のどちらが多い方の金額が、将来の納税義務に対するクレジットとして認められる。

⑤ 政府関係機関による資金的援助

フィリピン政府は、「登録事業」の育成に、相当な協力をおしまない態勢を示している。たとえば、投資奨励法も、その中に、開発銀行など政府関係機関による資金の投資先や貸付先として、登録事業に優先性を認め (第一〇条)、又民間保険会社などによるこの方面への投資を奨励する規定 (第一条) を置いているのが注目される。<sup>(6)</sup>

## ⑥ 「登録事業」への投資家に認められたインセンティブ（優遇措置）

投資奨励法の第五条および第六条には、「登録事業」への投資家一般、および「パイオニア産業」へのフィリピン人投資家に認められた、次のようなインセンティブ（優遇措置）が明定されている。これは、既に⑤で説明した、登録事業を援助する、フィリピン政府のものの考え方を、さらに発展させた結果ともいうことができよう。

⑥—① 投資委員会への登録を条件として、登録事業で使われる特許、商標その他工業所有権については、その侵害に対する保護が認められる。

⑥—② 登録事業への投資家が、投資資産を処分したとしよう。そこには当然資本利得（損失の場合もある）の問題が発生する。しかし投資奨励法は、もし彼が、その登録事業の一部処分からかち得た利益を、再びそれに再投資（利益取得から六カ月以内）している場合には、その再投資金額を限度として、いわゆる資本利得税（capital gain tax）の支払いを免除されると規定している。（但し彼が、再投資部分を、以後五年以内に処分する場合には、資本利得税の遡及的適用がある。）

⑥—③ 「パイオニア産業」に投資するフィリピン国籍の投資家には、支払うべき所得税の一〇%までを限度として、投資金額の支払所得税からの控除が認められる。

⑥—④ フィリピン国籍の投資家は、「パイオニア産業」への利益金再投資額を限度として、その産業への投資資産処分利益に対する資本利得税の支払いを免除される。（但し、彼が、再投資部分を、以後三年以内に処分する場合には、資本利得税の遡及適用がある。）

⑥—⑤ 「パイオニア産業」創業後七年間、そこからフィリピン国籍投資家が受領する、投資資産処分、譲渡利益、そして株式配当などすべての所得は、所得税の支払いを免除される。

(1) S. J. V. Bulletin, SP-88-3, July 6, 1988 参照。但し「その他の重要産業」に対する外国人投資に関しても、もし投資分野における向こう三年間

の需給、ランスが、どうしても不足し、ぜひともその分野への外資の進出が望まれる場合には、例外的に参加外資に対しても、税の減免が認められることを忘れてはならないであろう(投資奨励法第一九条参照)。

(2) 但し日本人の投資家であつても、現地人の協力を得て、わが方の出資比率四〇%以下の現地法人にフィリピン国籍の法人を設立して仕事をこなせば、すべての恩典に浴することが可能となる。

(3) Business International, Investing, Licensing, and Trading Conditions Abroad, Philippines—April 1970 at p. 274を参照。なおフィリピンの外資に関する法律については、共和国制定法第五四五号を参照。

(4) *Id.*, at p. 270 参照。

(5) フィリピン政府は、一九七〇年、輸出振興を目ざし、Export Incentive Act 輸出促進法を成立させ、フィリピン経済のため貴重な外資をかせぐ国内輸出産業に対して、免税その他の特典を認めた。これは、④で説明するインセンティブを、さらに充実強化する結果をまねいたのであるが、この点については、後日資料の追完をまち、よりくわしく具体的な考察を行ないたいと考えている。

(6) この他、投資奨励法第一二条は、政府職員による「登録事業」への投資を援助するため、公務員保険からの投資資金貸付を可能にする規定を置いている。

以上投資奨励法の検討は、開発途上国フィリピンが、経済離陸の目的を実現するため、如何に建設的な内・外の資本の取り入れに熱心であり、そのための法制度的準備を進めているのかを明らかにしてくれた。これは又、今後この地に企業進出の歩みを進めることを期待される、多くの日本の企業経営にとつても、その投資の条件が整備されるといつた観点から、大きな朗報であるように思われる。

残された問題は、ここに紹介した法制度の実際上の運用の難易度であり、かつ又、法制度以外の現地環境が、どこまで日本企業の進出に適当であるかの判断である。これらのより広い意味における実際的な研究については、本稿においては頁数の制約もあり、稿を改めて検討を進めたいと考えている。